

宗教上の理由により輸血を拒否される場合の対応について

新吉塚病院では、宗教上の理由による輸血拒否に対し、「相対的無輸血※1」の方針に基づき、以下のように対応いたします。

1. 無輸血治療のために最善の努力をつくしますが、輸血により生命の危険が回避できる可能性があるとは判断した場合には輸血を実施いたします。その際、患者さん・ご家族の同意が得られない場合でも輸血を実施いたします。
2. 宗教上の理由で輸血を拒否される患者さんから提示される「免責証明書」など、「絶対的無輸血治療※2」に同意する文書には署名いたしません。
3. 全ての手術や出血する可能性のある治療には輸血をとまなう可能性があり、輸血拒否により手術・治療の同意書が得られない場合であっても、救命のための緊急手術・治療が必要な場合は手術・治療を実施いたします。
4. 当院の方針を十分に説明し理解を得る努力をしますが、どうしても同意が得られない場合は、他院での治療をお勧めします。
5. 以上の方針は、患者の意識の有無、自己決定権の有無、成年・未成年の別に関わらず適用します。

※1【相対的無輸血】

患者の意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った時には輸血をするという立場・考え方。

※2【絶対的無輸血】

患者の意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという立場・考え方。

2024年2月1日
医療法人相生会 新吉塚病院
院長
倫理委員会